



島根県報

平成16年 7 月 23 日 (金)
第 1,592 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定 (2 件)	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	(")	2
地方卸売市場の廃止の許可	(水 産 課)	2
地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	(")	3
大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定に基づく変更の届出	(経 営 支 援 課)	3
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの指 定	(労 働 政 策 課)	3
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	4
公共測量の終了	(用 地 対 策 課)	4
島根県立出雲高等学校理化学機器 (物理) 一式に係る一般競争入札の実施	(教 育 施 設 課)	4
島根県立出雲高等学校理化学機器 (生物) 一式に係る一般競争入札の実施	(")	6
島根県立出雲高等学校理化学機器 (化学) 一式に係る一般競争入札の実施	(")	8
特定調達公告		
税務総合オンラインシステム及び税務情報システムの運用業務委託に係る随意契 約の相手方等	(税 務 課)	9
正 誤		
平成16年 6 月 29 日付け島根県報号外第 83 号中	(人 事 課)	10
平成16年 7 月 2 日付け島根県報第 1,586 号中	(河 川 課)	10
平成16年 7 月 2 日付け島根県報第 1,586 号中	(")	10

告 示

島根県告示第 736 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第 55 条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成 16 年 7 月 23 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かじたに整形外科医院	松江市朝日町 452 番地 あおとビル 2 階	平成 16 年 7 月 1 日

指定訪問看護事業者		訪問看護ステーション		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
社団法人 島根県看護協会	松江市袖師町7-11	島根県看護協会 訪問看護ステーションそよかぜの丘	浜田市田町1563	平成16年7月8日

島根県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

施 術 機 関 の 名 称	所 在 地	指定年月日
杉谷整骨院	簸川郡斐川町大字上直江1587番地	平成16年7月1日

島根県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成16年7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者		実施する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所		変更年月日	
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変 更 前		変 更 後
特定非営利活動法人 訪問介護ステーションやすらぎ	邇摩郡仁摩町仁万町1028-1	居宅介護支援事業	特定非営利活動法人 訪問介護ステーションやすらぎ	邇摩郡仁摩町仁万町940-6	邇摩郡仁摩町仁万町1028-1	平成16年2月1日
特定非営利活動法人 訪問介護ステーションやすらぎ	邇摩郡仁摩町仁万町1028-1	訪問介護	特定非営利活動法人 訪問介護ステーションやすらぎ	邇摩郡仁摩町仁万町940-6	邇摩郡仁摩町仁万町1028-1	平成16年2月1日

島根県告示第739号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第23条第1号の規定により告示する。

平成16年7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

許可番号	許可年月日	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者の住所	開設者の氏名
指令水第552号	平成16年 7月9日	安来水産物地方卸売市場	安来市安来町1830番地	安来市安来町1830番地	安来魚市場協同組合

島根県告示第740号

島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第21条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により告示する。

平成16年 7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の住所	卸売業者の氏名	廃止年月日
安来水産物地方卸売市場	安来市安来町1830番地	安来市安来町1830番地	安来魚市場協同組合	平成16年 7月10日

島根県告示第741号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第4項の規定に基づき述べた意見（平成16年島根県告示第511号）を踏まえ、同条第7項の通知があったので、同条第8項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 通知があった大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない新三刀屋店（仮称）島根県飯石郡三刀屋町下熊谷1758 1

2 変更のあった添付書類

平成16年 7月 1日付け経営第418号で述べられた県の意見に対し、来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法を記した店舗周辺の見取り図を追加。道路誘導表示、繁忙時における交通誘導員の配置個所、自主規制看板の設置について説明。

3 縦覧場所

三刀屋町ふるさと振興課（飯石郡三刀屋町大字三刀屋944番地）

4 縦覧期間

告示の日から 4 月間

島根県告示第742号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第9条の18の規定に基づき、障害者就業・生活支援センターを次のとおり指定したので、同法第9条の20において準用する同法第9条の12第2項の規定に基づき告示する。

平成16年 7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 名称及び住所

社会福祉法人親和会
 出雲市神西沖町2476番地1
 2 事務所の所在地
 出雲市神西沖町2476番地1

島根県告示第743号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する土木建築事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する土木建築事務所の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	安来木次線	大原郡木次町大字寺領307番5地先から同大字322番5地先まで	前 A	メートル 4.00～8.00	360.00	木次土木建築事務所	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 町道移管
			前 B	10.00～72.00	290.00		
			後 B	10.00～72.00	290.00		

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成16年6月30日に終了した旨大田市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成16年7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
平成15年12月16日から平成16年6月30日まで
- 3 作業地域
大田市駅周辺西側

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定に基づき、公告する。

平成16年7月23日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

- 1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立出雲高等学校理化学機器（物理） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年 9月30日（火）

(4) 納入場所

島根県出雲市今市町1800 島根県立出雲高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 % に相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。

(3) 島根県税を滞納していない者であること。

(4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(5) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」、中分類「理化学機器」の A 等級及び B 等級に格付けされた者であること。

(6) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年 1月23日付会発第149号）」に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。

(7) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

(8) 本公告に示した物品の納入について確実に履行でき、納入後においてもサポート体制をとることができる者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地

島根県庁分庁舎 島根県教育庁教育施設課（電話0852 - 22 - 5416）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付方法

平成16年 7月23日（金）から平成16年 7月29日（木）17時00分までの間、上記(1)の場所において交付する（閉庁日を除く）。

(3) 開札の日時及び場所

日 時：平成16年 8月12日（木） 10時00分から

場 所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室

その他：郵便による入札は認めない

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則第61条の2第3号の規定により免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条の2第7号の規定により免除する。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書及び仕様書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定に基づき、公告する。

平成16年7月23日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

島根県立出雲高等学校理化学機器（生物） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成16年9月30日（火）

(4) 納入場所

島根県出雲市今市町1800 島根県立出雲高等学校

(5) 入札方法

予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。

なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。
- (3) 島根県税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」、中分類「理化学機器」の A 等級に格付けされた者であること。
- (6) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年 1 月23日付会発第149号）」に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (8) 本公告に示した物品の納入について確実に履行でき、納入後においてもサポート体制をとることができる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地
島根県庁分庁舎 島根県教育庁教育施設課（電話0852 - 22 - 5416）
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付方法
平成16年 7 月23日（金）から平成16年 7 月29日（木）17時00分までの間、上記(1)の場所において交付する（閉庁日を除く）。
- (3) 開札の日時及び場所
日 時：平成16年 8 月12日（木） 10時30分から
場 所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室
その他：郵便による入札は認めない

4 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
島根県会計規則第61条の 2 第 3 号の規定により免除する。
- (3) 契約保証金
島根県会計規則第69条の 2 第 7 号の規定により免除する。
- (4) 入札書に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 再度入札
再度入札は、2 回まで行うものとする。

- (8) 契約書作成の要否
要する。
- (9) その他詳細
入札説明書及び仕様書による。

次のとおり一般競争入札に付すので、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号。以下「会計規則」という。）第60条の規定に基づき、公告する。

平成16年 7 月23日

島根県教育委員会教育長 広 沢 卓 嗣

1 調達内容

- (1) 購入等件名及び数量
島根県立出雲高等学校理化学機器（化学） 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成16年 9 月30日（火）
- (4) 納入場所
島根県出雲市今市町1800 島根県立出雲高等学校
- (5) 入札方法
予定価格以下で、最低の価格の入札をした者をもって落札者とする。
なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 %に相当する額を加算した額（当該金額に 2 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、入札書には見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を記載すること。

2 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者ではないこと。
- (3) 島根県税を滞納していない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第 4 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿において、営業種目の大分類「機械器具類」、中分類「理化学機器」の A 等級に格付けされた者であること。
- (6) 「物品の製造の請負及び売買に係る入札参加資格者指名停止措置要領（平成13年 1 月23日付会発第149号）」に基づく入札参加資格者指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (8) 本公告に示した物品の納入について確実に履行でき、納入後においてもサポート体制をとることができる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を交わす場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒690 - 8502 島根県松江市殿町 1 番地
島根県庁分庁舎 島根県教育庁教育施設課（電話0852 - 22 - 5416）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付場所及び交付方法

平成16年 7月23日(金)から平成16年 7月29日(木)17時00分までの間、上記(1)の場所において交付する(閉庁日を除く)。

(3) 開札の日時及び場所

日 時：平成16年 8月12日(木) 11時00分から

場 所：島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁分庁舎 2 階 教育委員室

その他：郵便による入札は認めない

4 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則第61条の2第3号の規定により免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条の2第7号の規定により免除する。

(4) 入札書に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に入札説明書で示した書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日時までの間において、入札担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき、その他島根県会計規則第63条各号に該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品購入を履行できると島根県教育委員会教育長が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 再度入札

再度入札は、2回まで行うものとする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他詳細

入札説明書及び仕様書による。

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則(平成7年島根県規則第83号)第9条の規定により公示する。

平成16年 7月23日

島根県知事 澄 田 信 義

1 役務の名称及び数量

税務総合オンラインシステム及び税務情報システムの運用業務委託

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部税務課 島根県松江市殿町 1 番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成16年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 島根支店長 村上 裕司
島根県松江市学園南二丁目10番14号
- 5 随意契約に係る契約金額
39,690,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

正

誤

平成16年6月29日付け島根県報号外第83号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
23	上から7	適用される給料表と	適用される給料表の

平成16年7月2日付け島根県報第1,586号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から7	浜田河川総合開発事務所	浜田土木建築事務所

平成16年7月2日付け島根県報第1,586号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	上から15	浜田河川総合開発事務所	浜田土木建築事務所